

愛媛県介護・障害福祉職員等処遇改善支援交付金審査等業務委託仕様書

1. 業務名

愛媛県介護・障害福祉職員等処遇改善支援交付金審査等業務

2. 趣旨

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）に従事する人材の処遇の改善を図ることを目的に賃金改善を行う事業所に対し、当該処遇改善を行うために必要な費用を補助するため、次のとおり「愛媛県介護・障害福祉職員等処遇改善支援交付金審査等業務」を委託する。

3. 履行期間

契約日から令和6年6月28日まで

4. 業務内容

(1) 事業所から提出される計画書の受付

- ・受託者は、業務受託後、WEB上のシステムにより事業者から提出される計画書を受け付けること。また、WEB上のシステムとして、愛媛県が導入している申請電子手続きツール（LoGoフォーム）を使用すること。なお、委託者は、受託者に「閲覧」「集計」の権限を付与することとする。

また、委託者は、県内事業者に対し、令和6年4月30日を期限として、委託者が指定する方法により提出するよう指示することとする。

- ・受託者は、計画書の提出期限超過後に事業者から提出された計画書についても、委託者と協議の上、受付及び審査を行うこと。
- ・計画書の提出状況及び審査の進捗状況等について適切に管理し、委託者からの問い合わせ等に随時対応できるようにすること。

(2) 事業所から提出された計画書の審査

- ・計画書の記載事項に疑義がある場合、事業者へ内容を確認すること。
- ・計画書の記載事項に不備がある場合、事業者へ再提出等の指示を行うこと。
- ・計画書の審査に関しては、最低2名以上でのチェックを行うこと。

(3) データの提出

- ・受託者は、審査済の計画書データ及び審査結果を委託者が示す様式（Excel 又は CSV 方式）により一覧データ化したものを、別途指示する期日までに委託者に納品すること（期日については、令和6年5月31日を期日として指示する予定）。

【一覧化したデータの項目（予定）】

- ア) 法人情報（法人名、代表者名、所在地、メールアドレス）
- イ) 事業所情報（事業所名、サービス種別、事業所番号）
- ウ) 交付対象期間
- エ) 振込先口座情報（金融機関名・コード、支店名・コード、口座名義（か）、口座番

号、預金種別)

(4) その他

- ・制度全般に関する問い合わせに対しては、原則として委託者が対応するものとする。
- ・ただし、補正指示等を行う中での受託者からの問い合わせ等に対しては、原則として受託者において対応するよう努めること。
- ・具体的な実施内容について調整を行うため、受託者は、委託者と契約締結後、速やかに打合わせを行うこと。

5. 事業所数

対象者	介護サービス	障害福祉サービス
(1) 県内事業所数	約 3,000 事業所	約 2,200 事業所
(2) 上記 (1) 事業所を運営する法人	約 800 法人	約 620 法人
(3) ベースアップ等支援加算算定事業所数	約 1,800 事業所	約 1,400 事業所
(4) 上記 (1) 事業所を運営する法人	約 600 法人	約 430 法人

※計画書の提出件数は、最大で上記 (4) に記載の件数となる見込み。

※障害福祉サービスの事業所数は、サービス種類ごとの事業所数の合計を記載。

6. 計画書の様式

別紙のとおり ※様式について、軽微な変更を行う場合がある。

7. 審査の内容

- (1) 計画書に記載の申請者情報（法人名、代表者名、所在地など）が、県へ届け出ている情報と一致しているか
- (2) 計画書に記載の事業所情報（事業所名、サービス種別）が、県へ届け出ている情報と一致しているか
- (3) 各様式に定める交付要件を満たす内容となっているか
- (4) 必須とされている記載項目（報酬額、処遇改善内容、誓約事項等）に空欄等がないか
- (5) 計画書に記載の振込先口座登録情報（金融機関名、口座番号、口座名義人など）が、通帳の写しの内容と一致しているか
- (6) 事業規模等に鑑みて、著しく不適切であると考えられる数値が記載されていないか
- (8) (1)～(4) はすべての事業者について確認、(5)(6) は必要に応じて確認することとし、上記に定めのない事項（委託者が提供した事業所名一覧に記載のない事業所等から計画書の提出があった場合など）については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

8. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本業務で知り得た事項については、適切に管理し、他に漏らしてはならない。
- (3) 業務終了後、速やかに全てのデータ等を破棄及び処分すること。
- (4) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定する。